

# 中野区立江原小学校「いじめ防止基本指針」

平成28年4月

(令和元年9月一部改定)

江原小学校は、人権尊重の理念に基づき、江原小学校のすべての児童が、安心して楽しい学校生活を送ることができるように、いじめの根絶を目的に「いじめ防止基本指針」を策定しました。

## 1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

## 2 いじめ対策のための校内組織の設置

いじめ防止等の対策のため、校長、副校長、生活指導主任、特別支援教育コーディネーター、生活指導部員からなる「江原小いじめ対策委員会」を生活指導部内に設置し、日頃より学校生活における児童や学級の様子の把握や情報共有に努めます。

## 3 教職員の研修体制

共通理解を図るため、年度初めに、いじめ防止に関する研修を行います。また、学期に1回、人権研修を行い、教職員の人権感覚を常に磨いていきます。

## 4 いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対処等に関する取組

### (1) 学校全体としての取組み

		児童にかかわること	保護者との連携・依頼
いじめの未然防止		<ul style="list-style-type: none"><li>○ 全教育活動を通じた人権尊重教育、道徳教育の充実を図ります。</li><li>○ 道徳科の授業を充実させ、正しい判断力、思いやりの心情、規範意識を育成します。</li><li>○ 全学級でいじめに関する授業を意図的に行います。</li><li>○ 話し合い活動を充実させ、相手の考えを受け止めたり、良さを認め合える温かい人間関係を醸成します。</li><li>○ 挨拶運動や「ふれあい月間」(6月・9月・11月)の取組みで、安心できる学校・学級づくりの意識を醸成します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校は、何でも話せる親子関係の構築を促します。</li><li>○ 友達のよさを見付けたり、物事を前向きに捉えたりする習慣づくりの具体例を紹介します。</li><li>○ 保護者会等で保護者同士のよりよい人間関係づくりを促進させます。</li><li>○ 情報モラル教育を扱い、インターネットなどの使用について約束づくりを要請します。</li></ul>
いじめの早期発見		<ul style="list-style-type: none"><li>○ 集団から離れている児童の発見・声掛けをします。</li><li>○ 人間関係の悩みや学級でのかわり方について、担任と相談できる学級づくりを進めます。</li><li>○ いじめアンケートや個別面談で状況を確認します。</li><li>○ 児童作品や持ち物、言葉遣い、行動等に担任が注意を向けます。</li><li>○ 「いじめ対策委員会」で事実確認と対応策を決めます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校は、持ち物、服装の乱れや破損、紛失、けがのチェックを行うことを家庭に依頼します。</li><li>○ 家庭では、日常的な子どもとの会話で、気になる行動や人間関係の様子に配慮します。状況によっては、子どもから事実の聴き取りとともに、学校への情報提供を行います。</li><li>○ 家庭では学校の話をしたがらない子どもや、学校へ行きたくない子どもへの対応を行います。</li></ul>
いじめの早期対応	被害児童	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「いじめは絶対に許されない」姿勢で、学年体制で本人や周囲の児童から聴き取りを行います。</li><li>○ 被害児童の身体的、精神的な被害状況の把握とSC等と連携した適切な初期対応をします。</li><li>○ 「いじめ対策委員会会議」の招集。事実確認といじめの原因や背景の調査と被害を継続させない対応策を実施します。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校は、「我が子の安全を守る」姿勢で対応することを伝え、家庭に子どもの不安な思いや苦しい気持ちを聴き取ってもらうよう依頼します。</li><li>○ いじめの問題解決に向けた学校の方針、取組等への理解を求め、協力してもらうよう依頼します。</li></ul>
	加害児童	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 行為・行動の事実確認と「いじめは絶対に許されない」という強い指導で、本人に反省と謝罪を促します。</li><li>○ 「いじめ対策委員会」で、いじめの原因や背景の調査、事実確認を行い、加害児童への親身な指導と、環境等の改善について、指導内容・体制を決定します。</li><li>○ 関係機関(警察、児童相談所等)との連携を図ります。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 学校は、「いじめられた子どもの安全を守ることを第一に対応する」ことを保護者に伝えます。</li><li>○ 保護者には、事実を冷静に受け止め、自分の子どもの言い分を聴いて、事実の整合性を図り、学校と共同歩調で解決を図ることを要請します。</li><li>○ 家庭では、被害者である子どもに、誠意ある謝罪等の対応をすることを、我が子に指導するよう依頼します。</li></ul>

いじめの早期対応	暴力を伴わないいじめ	被害児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「いじめは絶対に許されない」という姿勢で、本人や周囲の児童から聴き取りを行います。事実を詳細に捉えます。</li> <li>○ 被害児童の身体的、精神的被害状況の把握とSC等と連携した適切な初期対応をします。</li> <li>○ 「いじめ対策委員会」を招集し、全教員でのいじめの原因や背景の調査し、解決への対応策をとります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校は、「我が子の安全を守る」姿勢で対応することを伝え、家庭に子どもの不安な思いや苦しい気持ちの聴き取りを依頼します。</li> <li>○ いじめの問題解決に向けた学校の方針、取組等への理解を求め、協力を依頼します。</li> </ul>
		加害児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 行為・行動の事実確認と「いじめは絶対に許されない」という強い指導で、本人に反省と謝罪を促します。</li> <li>○ 「いじめ対策委員会」で、いじめの原因や背景の調査、事実確認を行い、加害児童への親身な指導と環境等の改善について、指導内容・体制を決定します。</li> <li>○ 関係機関（警察、児童相談所等）との連携を図ります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校は、「いじめられた子どもの安全を守ることを第一に対応する」ことを保護者に伝えます。</li> <li>○ 保護者には、事実を冷静に受け止め、自分の子どもの言い分を聴いて、事実の整合性を図り、学校と同じ姿勢で、解決を図ることを要請します。</li> <li>○ 事実確認後、家庭では、被害児童への誠意ある謝罪等の対応を我が子に指導するよう依頼します。</li> </ul>
	行為が明確でないいじめ	被害児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本人の心情を聴き取り、学校は「いじめからあなたを全力で守る」ことを約束します。</li> <li>○ 「いじめ対策委員会」を招集し、全教員で事実の把握を行います。全教員で校内での見回り、声掛けを強化し、被害を継続させない指導を強化します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校は、「我が子の安全を守る」姿勢で対応することを伝え、家庭に子どもの不安な思いや苦しい気持ちを聞き取るよう依頼します。</li> <li>○ いじめの問題解決に向けた学校の方針、取組等への理解を求め、協力を依頼します。</li> </ul>
		加害児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「いじめは絶対に許されない」という毅然とした指導で、本人を含め関係する児童に事実確認を行います。</li> <li>○ 「いじめ対策委員会」で、いじめの原因や背景の調査し、加害児童への親身な指導と環境等の改善について、指導内容・体制を決定し、指導を継続します。</li> <li>○ SCや全教員で、いじめ防止の指導を継続します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校は、「いじめられた子どもを守ることを第一に対応する」ことを保護者に伝えます。</li> <li>○ 保護者は、事実を冷静に受け止め、自分の子どもの言い分を聞きます。</li> <li>○ 事実確認後、被害児童への誠意ある謝罪等の対応を我が子に指導するよう依頼します。</li> </ul>
傍観している児童への対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「いじめを傍観していることは、いじめをしていることと同じである」ことを強く指導します。</li> <li>○ 友達に流されず、正しい判断をして、自分の意思で正しい行動ができる勇気の大切さを指導します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 家庭では自分の子どもが関わっていなくとも、いじめに係る情報があつた場合は、学校に連絡するよう依頼します。</li> <li>○ 家庭では、どんな場合でも、いじめる側や傍観者にならない強い意志を我が子に育むよう依頼します。</li> </ul>	
重大な事態への対処		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「いじめ対策委員会」が主になり、被害児童を安全な場所に保護し、SC等により適切に対応します。</li> <li>○ 学級の全員の子どもから聴き取り、事実確認をします。</li> <li>○ 加害児童から個別に話を聴き、相手の心情を推測させながら、自分の行為の重大さに気付かせます。</li> <li>○ 区教委、児童相談所等、関係機関と連携し解決します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校は、被害児童・加害児童双方の保護者に連絡し、学校が把握した事実を伝えるとともに、保護者からさらに話を聴き取ってもらい、事実の照合を行います。</li> <li>○ 学校は、双方の保護者の同席の下、事実と双方の児童の心情に基づき謝罪と理解を促します。双方の子どもをともにによりよく育成する方向で、合意を図ります。</li> </ul>	

## (2) 家庭や地域との連携

各家庭での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自分の子どもに関心を持ち、子どものストレスや不安に早期に気づくことのできる親であること</li> <li>○ よいこと、悪いことに正面から対応し、毅然とした態度で接する親であること</li> <li>○ 子どもと日常的、積極的に会話をし、今の悩みや将来の夢を率直に話し合える親であること</li> <li>○ 挨拶や他者への思いやりある行動、規範意識に基づく行動など、子どものモデルとなる行動をとる親であること</li> </ul>
地域での取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「地域の中で子どもは育つ」ことを再確認し、町会等、各種関係団体と連携し、地域の教育力を高めていきます。</li> <li>○ 子どもたちへ、積極的な挨拶や声掛けを励行します。</li> <li>○ 地域行事や自然体験活動への子どもたちへの積極的な参加を保護者にも呼び掛けます。</li> <li>○ 子どもの気になる言動を、すぐに学校に情報提供できる体制を構築します。</li> </ul>

## 5 教育委員会や関係機関等との連携

- (1) いじめにより児童の生命、心身または財産に被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告します。
- (2) いじめにより心身に著しい被害が生じた場合は、中野区教育委員会、中野区教育相談室、中野区子ども家庭支援センター、東京都杉並児童相談所等、関係機関と連携して対応します。
- (3) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われる場合は、野方警察署と連携して対処します。

## 6 保護者への連絡と支援、助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した事案に関する情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者に適切に提供します。

## 7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、改善を行います。